

インターネットや電話帳広告を見て依頼する
修理・作業サービスのトラブルにご注意ください！

高額請求のトラブルが
多発しています！

ちょっとした修理や作業などのサービスを事業者依頼するときは、広告に書かれている内容だけで判断せず、作業費用はおよそいくらになるのかなどを事前にしっかり確認しましょう。

見積もりの際は、書面でもらうことで作業内容や金額が明確になります。書面交付を拒否するような事業者との契約は見送ることも判断のひとつです。

実際に現場で確認を行わないと正確な見積もりができないこともありますが、最初に見積書をとることは、法外な料金を請求する悪質な事業者との契約を予防するための有効な手段となります。

また、見積もりを依頼する際は、来訪だけでも「出張費」や「点検費」等のお金がかからないのかを確認するようにしてください。

なお、消費者が自ら事業者に来訪を要請した場合は、クーリング・オフは適用されませんので注意してください。

トラブルの事例

● 広告には「1時間 〇〇円～」や「基本料金 〇〇円」という表示になっていたが、作業終了後に出張費や夜間料金などを含む高額な特別料金を請求された。

- ・ 事業者へ草刈りを依頼したが、広告に「作業員1人 1時間〇〇円～」とあったので2時間の作業で数千円程度かと思っていたが、処理費用等は別途必要だと言われ、10万円請求された。
- ・ ネットで検索した事業者へ自宅ベランダの蜂の巣駆除を依頼した。1万円ぐらいでできると聞いていたのに、作業が終了したら20万円を請求された。

⇒ 広告の表示内容から低価格だと思い込むことなく、見積書をとって、費用の総額や作業内容を確認してから依頼するようにしてください。

● 依頼した内容以外の追加作業や部品交換などが行われ、高額な料金を請求された。

- ・ トイレのつまりを直してもらおう「水道トラブルの事業者」に依頼したが、必要のない高圧洗浄や配管の交換工事を勝手に行われ、高額な料金を請求された。
- ・ 水道の水漏れ修理を依頼したが、6万円の器具を新品に交換させられた。
- ・ 鍵を失くしてしまい玄関ドアの開錠を「鍵のサービス事業者」に依頼したが、家中の鍵の交換を迫られた。



消費者庁イラスト集より

⇒ 追加の作業や部品等の交換が必要となった場合は、事業者へ作業内容や金額、その必要性等をしっかり確認してから依頼するようにしてください。

困ったときは、**奈良県消費生活センター TEL 0742-36-0931** へご相談ください。

または、お近くの消費相談窓口へ

【消費者ホットライン 188（局番なし）最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。】